

議案第13号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年3月1日提出

加西市長 中川暢三

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和42年加西市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第2条の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に申請のあった住民基本台帳カードの交付に係る手数料は徴収しない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(審議資料)

住民基本台帳カードについて、平成 22 年度を限りとして、手数料が交付税によって助成されることに伴い、カードの普及・促進を図るため、手数料を無料とするための改正を行うもの。